

行政文書開示変更決定等通知書

稲垣 美穂子 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）
笹川 武

令和元年9月24日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、令和4年5月19日付け府総第198号をもって内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、令和2年9月17日付け府政科技第935号をもって通知した行政文書開示決定処分（以下、「原処分」という。）において不開示とした部分のうち、下記の部分を変更し、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載
 - ・遺棄化学兵器処理事業の過程で発生する砒素含有有害廃棄物の最終処分に係る検討に関する一切の書類
 - ・ドイツK+S社が運営管理する地下廃棄物処分場に決定した経緯がわかる一切の書類
 - ・検討されているパイロット輸送の詳細がわかる一切の書類
- 2 新たに不開示部分の一部を開示することとした行政文書
 - 文書1 平成27年度廃棄物1
 - 文書2 平成29年度廃棄物最終処分
 - 文書3 平成30年度廃棄物
 - 文書4 令和元年度廃棄物
- 3 新たに開示する部分
 - (1) 文書1において、原処分別紙2記載の番号（以下、「番号」という。）119の通し頁9頁（以下、頁数は、番号ごとの通し頁を指す。）の2番目（10行目の1文字目ないし6文字目）の不開示部分全て
 - (2) 文書2において、番号137の122頁ないし125頁の枠内の不開示部分全て
 - (3) 文書3において、番号208の9頁の標題の不開示部分全て
 - (4) 文書4において、番号259の151頁、153頁及び154頁の枠外下部分のうちの右下の印影を除く不開示部分全て

4 不開示とした部分及びその理由

上記3に記載の部分新たに開示することとし、文書1ないし文書4のうち、原処分において不開示としたその他の部分については、原処分別表の不開示理由の欄に記載のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条各号の規定に該当するため、それぞれ不開示とした。

※ この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書において希望された開示の実施の方法等により、開示の実施を受けられます。

また、下表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法によることもできます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払頂く開示実施手数料 (※)
A4判文書 380枚 (うちカラー 10枚)	① 閲覧	100枚までにつき 100円	400円	0円
	② 複写機により複写したものの交付 (モノクロコピー)	用紙1枚につき10円	3,800円	0円
	③ 複写機により複写したものの交付 (カラーコピー)	用紙1枚につき 白黒10円 カラー20円	3,900円	0円
	④ DVD-Rに複写したものの交付	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	3,920円	0円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

※ 令和2年9月17日付け府政科技第935号の開示決定により開示した部分を改めて補正したものの開示であるため、改めての開示の際の開示実施手数料は発生いたしません。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択して下さい。

<実施の日時>

- 日時：令和4年6月6日から7月1日までのいずれかの日（土曜・日曜・祝日を除く）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

・場所：東京都千代田区霞が関3 - 1 - 1 中央合同庁舎第4号館8階
内閣府遺棄化学兵器処理担当室

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

・日時：令和4年6月6日以降

・日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」を受理した日から7日（土曜・日
曜・祝日を除く。）以内を目途に発送します。

郵送料（見込み額）

「複写機により複写したものの交付の場合」 1, 100円 ※ゆうパック

「DVD-Rに複写したものの交付の場合」 215円 ※ゆうメール

6 担当課等

内閣府遺棄化学兵器処理担当室 電話：03-3581-2602

以上